

平成16年1月13日より電波法の改正に伴い、電波型式の表示および無線局免許状への記載方法が改正されています。この改正により、新しく無線局免許を申請するときは、無線局申請書(無線局事項書/工事設計書)に新しい電波型式による記載が必要となります。

新電波型式での「無線局事項及び工事設計書」は、以下の要領で記入してください。

21 希望する周波数の範囲、空中線電力、電波の型式								
周波数帯	空中線電力	電波の型式	周波数帯	空中線電力	電波の型式	周波数帯	空中線電力	電波の型式
1.9M	10	A1A	1.9M	10	A1A	3.5M	10	4HA
3.5M	10	3HA	3.5M	10	3HA	3.8M	10	4HD
3.8M	10	3HD	3.8M	10	3HD	7M	10	4HA
4.630k	10	A1A	4.630k	10	A1A	21M	10	4HA
7M	10	3HA	7M	10	3HA	24M	10	4HA
10M	10	2HC	18M	10	3HA	28M	10	4VA
14M	10	2HA	21M	10	3HA	50M	10	4VA
18M	10	3HA	24M	10	3HA			
21M	10	3HA	28M	10	3VA			
24M	10	3HA	50M	10	3VA			
28M	10	3VA						
50M	10	3VA						

第2級アマチュア無線技士以上のかたが申請する場合    第3級アマチュア無線技士のかたが申請する場合    第4級アマチュア無線技士のかたが申請する場合

電波の型式は、一括記載コードで記入できます。一括記載コードの中に、希望する電波型式が無い場合は、個々に新電波型式で記入してください。

22 工事設計	●第2級アマチュア無線技士以上のかたが申請する場合		●第3級アマチュア無線技士のかたが申請する場合		●第4級アマチュア無線技士のかたが申請する場合	
	第1送信機		第2送信機		第3送信機	
変更の種類	取替 増設 撤去 変更 2級		取替 増設 撤去 変更 3級		取替 増設 撤去 変更 4級	
技術基準適合証明番号	技術番号を記入		技術番号を記入		技術番号を記入	
発射可能な電波の型式、周波数の範囲	A1A	1.9MHz帯	A1A	1.9MHz帯	A3E,J3E,F1B	3.5MHz帯
	A1A,A3E,J3E,F1B	3.5MHz帯	A1A,A3E,J3E,F1B	3.5MHz帯	A3E,J3E	3.8MHz帯
	A1A,A3E,J3E	3.8MHz帯	A1A,A3E,J3E	3.8MHz帯	(J3E 3,747~3,754kHz)	
	(A1A,J3E 3,747~3,754kHz)		(A1A,J3E 3,747~3,754kHz)		A3E,J3E,F1B	7MHz帯
	A1A	4,630kHz	A1A	4,630kHz	A3E,J3E,F1B	21MHz帯
	A1A,A3E,J3E,F1B	7MHz帯	A1A,A3E,J3E,F1B	7MHz帯	A3E,J3E,F1B	24MHz帯
	A1A,F1B	10MHz帯	A1A,A3E,J3E,F1B	18MHz帯	A3E,J3E,F3E,F1B	28MHz帯
	A1A,A3E,J3E,F1B	14MHz帯	A1A,A3E,J3E,F1B	21MHz帯	A3E,J3E,F3E,F2D	50MHz帯
	A1A,A3E,J3E,F1B	18MHz帯	A1A,A3E,J3E,F1B	24MHz帯		
	A1A,A3E,J3E,F1B	21MHz帯	A1A,A3E,J3E,F3E,F1B	28MHz帯		
A1A,A3E,J3E,F1B	24MHz帯	A1A,A3E,J3E,F3E,F2D	50MHz帯			
A1A,A3E,J3E,F3E,F1B	28MHz帯					
A1A,A3E,J3E,F3E,F2D	50MHz帯					
変調の方式	A3E 低電力変調 J3E 平衡変調 F3E リアクトランス変調	A3E 低電力変調 J3E 平衡変調 F3E リアクトランス変調	A3E 低電力変調 J3E 平衡変調 F3E リアクトランス変調			
定格出力	HF/50MHz帯 10W	HF/50MHz帯 10W	HF/50MHz帯 10W	HF/50MHz帯 10W	HF/50MHz帯 10W	HF/50MHz帯 10W
終段管	名称個数	HF/50MHz RD07MVS1×2	HF/50MHz RD07MVS1×2	HF/50MHz RD07MVS1×2	HF/50MHz RD07MVS1×2	HF/50MHz RD07MVS1×2
	電圧	13.1V (13.8V時)	13.1V (13.8V時)	13.1V (13.8V時)	13.1V (13.8V時)	13.1V (13.8V時)
送信空中線の型式	HF/50MHz帯 10W					HF/50MHz帯 10W
その他の工事設計	電波法第3章に規定する条件に合致している		添付図面	<input checked="" type="checkbox"/> 送信機系統図		

本機に、技適証明マークと技適証明番号が印刷されたシールを貼っています。その番号を記入してください。必ず、申請に使用するトランスバー本体をご確認ください。

「技術基準適合証明番号」を記入しているときは、記入する必要はありません。付属装置(TNCなど)、または付加装置(トランスバーやパワーブースターなど)を付ける場合は、非技適証明送受信機となりますので、TSS株式会社の保証を受ける必要があります。したがって、網掛け部分に発射可能な電波型式などを追記し、お使いになる装置を含めた送信系統図を添付して申請してください。

使用するアンテナの型式を記入してください。

※工事設計書には、一括記載コードではなく、個別の新電波型式を記入してください。

## ■保証の申請について

付属装置(TNCなど)、または付加装置(トランスバーやパワーブースターなど)を付ける場合は、非技適証明送受信機となりますので、TSS株式会社に必要事項を記入した「アマチュア局の無線設備の保証願書」を、「無線局申請書」に添えて申請してください。

なお、保証願書および申請に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。

〒112-0011 東京都文京区千石4-22-6 TSS株式会社 保証事業部  
電話番号：03-5976-6411

## ■旧電波型式の"F1"および"F2"について

旧電波型式表示の"F1"には、RTTY、パケットやPSKなどを使用した通信が含まれていましたが、新電波型式表示ではこれらが区別され、RTTYは"F1B"、PSK31などは"G1B"、パケットはFSKの場合"F1D"、PSKの場合は"G1D"と細分化されています。また旧電波型式表示の"F2"には、CW、RTTY、パケットなどのトーン信号を使用した通信が含まれていましたが、新電波型式表示ではこれらが区別され、CWは"F2A"、RTTYは"F2B"、パケットは"F2D"と細分化されています。

なお、新電波型式表示の詳細については、弊社ホームページ、または(社)日本アマチュア無線連盟(JARL)のホームページをご覧くださいませよう願いたします。

アイコムホームページ <http://www.icom.co.jp>  
JARLホームページ <http://www.jarl.or.jp>

